

証券コード 3770
平成19年7月13日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
株 式 会 社 ザ ッ パ ラ ス
代表取締役社長 杉 山 全 功

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年7月27日（金曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年7月30日（月曜日）午後1時
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール 1階 ダイヤモンドルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第8期（平成18年5月1日から平成19年4月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期（平成18年5月1日から平成19年4月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 監査役1名および補欠監査役1名選任の件
 - 第3号議案 取締役賞与支給の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.zappallas.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年5月1日から
平成19年4月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

イ. 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の減速、原油高騰などの懸念材料があるものの、企業部門の収益構造の著しい改善に伴う設備投資が増加しており、緩やかに景気回復を続けてまいりました。モバイルビジネスを取り巻く環境では、平成19年4月末現在における携帯電話・PHSの累計加入者台数は9,719万台、そのうち第3世代携帯電話端末の台数は7,175万台となっており平成18年4月末と比較して43.4%の伸び率となっております。またサービス面におきましては、ナンバーポータビリティ制の開始や各キャリア公式サイトでの検索エンジンが搭載されるなど、各キャリア間のサービス比較はもとより、公式サイトおよび勝手サイトなどのサービス比較においても、モバイルユーザーにとって選択肢が拡大している状況となっております。

このような環境の中、当社グループではデジタルコンテンツ事業における新規サービスの計画的な投入による新規顧客の獲得を図り、コマース関連事業におきましては、モバイルコマースにおける収益構造の変革を進めるとともに利益率の上昇に努めてまいりました。また、携帯販売事業におきましては収益力の拡大のため新規店舗を3店舗出店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、6,939,474千円（前連結会計年度比30.5%増）、営業利益1,251,224千円（同63.3%増）、経常利益1,252,762千円（同66.5%増）、当期純利益は664,753千円（同49.7%増）となりました。

ロ. 事業別概況

事業別売上状況は次のとおりであります。

	第7期 自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日		第8期 自 平成18年5月1日 至 平成19年4月30日		対前期売上高増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
デジタルコンテンツ事業	4,016,782	75.5	5,142,453	74.1	1,125,671	28.0
コマース関連事業	1,170,073	22.0	1,570,024	22.6	399,950	34.2
その他の事業	132,258	2.5	226,996	3.3	94,737	71.6
合計	5,319,114	100.0	6,939,474	100.0	1,620,359	30.5

【デジタルコンテンツ事業】

デジタルコンテンツ事業におきましては、収益性を高めながら安定的な成長を確保することを事業方針として取り組みを行っております。当連結会計年度におきましても、新規コンテンツの継続的な投入により、新規会員の獲得による確実な収益の拡大と、当社グループが提供するコンテンツ間の相互リンクを貼り露出度を高めることによる集客力の強化に努めております。今後につきましては、新規コンテンツを計画に基づいて継続的に投入するほか、コンテンツの品質管理の強化によりユーザーの満足度を高め、既存コンテンツの底上げおよび入会率の向上を図ってまいります。

当連結会計年度の具体的な施策といたしましてはモバイルコンテンツでは94サイト、PCコンテンツでは36サイトの新規投入を行い、当連結会計年度末現在における会員数は150万人となりました。

この結果、当連結会計年度末現在、当社グループが運営する携帯電話向け公式コンテンツは205サイト、PC向け90サイトとなり、当連結会計年度の売上高は5,142,453千円（前連結会計年度比28.0%増）、営業利益は1,862,501千円（同57.2%増）となりました。

【コマース関連事業】

当社グループのコマース関連事業は、モバイルコマース事業と携帯電話販売事業の2つに大きくわけられます。モバイルコマース事業におきましては、顧客ニーズに合致したサービス・商品の提供を充実し、集客・顧客の継続・商品調達力によって利益の最大化を図ることを重要課題として位置付けております。当連結会計年度はこの課題を達成するために、商品構成の見直し等による収益構造の変革を進めてきたことにより、売上総利益率の向上を実現することができ、営業損失額の縮小となっております。また、携帯電話販売におきましては当連結会計年度において3店舗の新規出店をしております。

以上の結果、当連結会計年度末現在、当社が運営する公式ショップは19サイト、自社運営の一般ショップ3サイト、提携型ショップ3サイト、子会社が運営する携帯電話ショップ5店舗となり、当連結会計年度の売上高は1,570,024千円（前連結会計年度比34.2%増）、利益面につきましては、広告宣伝費の投下および子会社の事務所移転費用と新規出店費用の発生により、営業損失123,120千円（同2.8%減）となりました。

【その他の事業】

その他の事業におきましては、前連結会計年度から引き続きSuica.jpのシステム開発およびサイト運営に関する売上のほか、広告事業等の収益が計上されております。

この結果、当連結会計年度における売上高は226,996千円（前連結会計年度比71.6%増）、事業開発のためのトライアルによる人員や広告事業用のコンテンツの立上げなどの投資により、営業損失43,316千円（同226.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中におきまして実施いたしました設備投資の総額は341,676千円で、その主なものといたしましては、本社事務所の移転に伴う事務所設備の増加52,901千円、サーバー・パソコンその他周辺機器等51,461千円、モバイルコンテンツ向け自社利用ソフトウェア109,502千円であります。

- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

項目	第5期 (平成16年4月期)	第6期 (平成17年4月期)	第7期 (平成18年4月期)	第8期 (当連結会計年度) (平成19年4月期)
売上高(千円)	—	—	5,319,114	6,939,474
営業利益(千円)	—	—	766,244	1,251,224
経常利益(千円)	—	—	752,374	1,252,762
当期純利益(千円)	—	—	444,037	664,753
1株当たり 当期純利益(円)	—	—	7,455.33	5,244.65
総資産(千円)	—	—	4,697,108	5,508,910
純資産(千円)	—	—	3,492,284	4,119,995
1株当たり 純資産額(円)	—	—	55,420.27	31,729.79

- (注) 1. 当社では第7期より連結計算書類を作成しております。
2. 第8期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
3. 平成18年11月1日付をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、平成19年4月期の1株当たり当期純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして算定しております。

②当社の財産および損益の状況

項目	第5期 (平成16年4月期)	第6期 (平成17年4月期)	第7期 (平成18年4月期)	第8期 (当事業年度) (平成19年4月期)
売上高(千円)	3,749,011	4,193,779	4,896,855	5,691,891
営業利益(千円)	242,237	425,628	732,472	1,273,342
経常利益(千円)	224,147	492,688	718,888	1,264,326
当期純利益(千円)	92,062	280,402	433,858	709,099
1株当たり 当期純利益(円)	10,635.65	30,028.10	7,279.28	5,594.52
総資産(千円)	1,612,624	2,288,388	4,567,390	5,338,373
純資産(千円)	976,682	1,457,085	3,482,106	4,111,445
1株当たり 純資産額(円)	112,833.03	150,899.45	55,258.14	31,995.69

- (注) 1. 第8期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 平成18年11月1日付をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、平成19年4月期の1株当たり当期純利益は、当該株式分割が期首に行われたものとして算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジープラス	105,265千円	76.3%	携帯電話等の販売事業
株式会社アレス・アンド・マーキュリー	10,500千円	100.0%	モバイルコンテンツの提供およびモバイル向け広告配信事業

(4) 対処すべき課題

当社におきましては、今後の事業成長を支える上で以下の項目を重要な経営課題として認識しており、積極的かつ迅速に対処してまいります。

① デジタルコンテンツ事業における課題

当社グループでは、既存コンテンツの継続的な成長に加え、新規コンテンツの投入による新たな収益および顧客の獲得によって、さらなる成長が見込めると考えております。そのためには、安定成長が見込める新規コンテンツの投入が課題となっております。今後につきましては、F1層との親和性が高く「占い」のように安定成長が見込める他のカテゴリーや顧客の継続利用が期待できるコンテンツに集中して、新規コンテンツを投入してまいります。

加えて、新規顧客の獲得にあたっては、コンテンツの露出度・認知度を向上させることが課題と認識しております。モバイルを取り巻く環境におきましては、ナンバーポータビリティ制の開始や各キャリア公式メニューへの検索エンジンの搭載などの変革が行われ、さまざまなコンテンツへのアクセスが容易なものとなってまいりました。当社グループでは、独自のマーケティング分析を行い新規顧客の確実な獲得に注力するとともに、SEO対策への取り組みの強化と広告出稿の最適化を図ってまいります。

② コマース関連事業における課題

当社グループのモバイルコマースにおきましては、より付加価値の高い商品を当社グループの保有する会員に向けて提供を行ってまいります。さらなる発展のためには、商品調達力の向上と、顧客への訴求力を高め販売を強化することが重要な課題と認識しております。

今後の対策といたしましては、「デジタルコンテンツ」を含めた、当社グループ会員への集客を効率的に行うとともに、顧客のニーズに合致した、サービス・商品の提供を充実し、集客・顧客の継続・商品調達力によって利益の最大化を重要課題として継続的に強化していく方針であります。

③ その他の事業における課題

当社グループでは、前連結会計年度より広告配信事業を展開しております。今後につきましては、メディアの開発を進めるとともに、新たな事業提携モデルの開拓と収益化および当社グループが保有する会員に向けた新規サービスの開発に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成19年4月30日現在）

当社グループは、当社および当社の連結子会社2社で構成されており、デジタルコンテンツ事業、コマース関連事業、その他の事業を展開しております。

事業内容	主要内容
デジタルコンテンツ事業	携帯電話やインターネット回線などを介して、モバイルコンテンツおよびWEBコンテンツ等の提供
コマース関連事業	携帯電話などのインターネット回線を活用して、もしくは店舗等で商品や携帯電話等の販売
その他の事業	上記に該当しない事業活動から生じたもので、システムの受託開発等の他、ASP事業およびライセンスの販売ならびにモバイルユーザー向けの広告配信事業

(6) 主要な拠点等（平成19年4月30日現在）

当社	本社：東京都渋谷区
株式会社ジープラス	本社：大阪市北区 営業店舗：大阪府1店、兵庫県1店、愛媛県1店、福岡県2店
株式会社アレス・アンド・マーキュリー	本社：東京都渋谷区

(7) 使用人の状況 (平成19年4月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
デジタルコンテンツ事業	56 (38) 名	2 (20) 名
コマース関連事業	43 (2) 名	12 (△2) 名
その他の事業	10 (0) 名	5 (0) 名
全社(共通)	17 (2) 名	7 (△1) 名
合計	126 (42) 名	26 (17) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト等の臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
90 (42) 名	1 (17) 名増	29.5歳	2.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、当社から社外への出向者 (3名) を除いております。なお、アルバイト等の臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成19年4月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成19年4月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 190,000株
- ② 発行済株式の総数 128,500株
- ③ 株主数 3,116名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
玉 置 真 理	27,620株	21.5%
三 木 谷 浩 史	14,930	11.6

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年4月30日現在）

イ. 平成16年9月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
761個（新株予約権1個につき10株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
7,610株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 200,000円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 200,000円（1株当たり 20,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
資本金 100,000円 資本準備金 100,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成16年7月1日から平成26年5月31日まで

・新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権の行使にあたっては下記の条件に従うものとする。
 - a. 新株予約権は全部または一部を行使することができるものとする。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
 - b. 当社普通株式に係る株式が店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録され、またはいずれかの証券取引所に上場されていることを要するものとする。
- 2) 新株予約権の行使期間終了時まで、下記の事由が生じた場合は、直ちに新株予約権を喪失するものとする。
 - a. 対象者が新株予約権の行使期間到来前に死亡した場合
 - b. 対象者が破産宣告を受けた場合
- 3) このほかの条件等については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	760個	7,600株	4名
社外取締役	—	—	—
監査役	1	10	1

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成19年4月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況
代表取締役会長	玉置真理	
代表取締役社長	杉山全功	
取締役	森春幸	コンテンツ事業部および コマース事業部担当
取締役	松本浩介	事業開発部担当
取締役	山崎浩史	管理本部担当
取締役	田中奉文	株式会社TASC 代表取締役 株式会社サザビーリーグ 監査役
監査役（常勤）	伊藤勇	
監査役	井上昌治	松嶋総合法律事務所 株式会社総医研ホールディングス 監査役
監査役	濱村則久	濱村則久公認会計士事務所 所長 株式会社マッドハウス 監査役 株式会社フリーハンド 代表取締役

- (注) 1. 取締役田中奉文氏は、社外取締役であります。
2. 監査役井上昌治氏および監査役濱村則久氏は、社外監査役であります。
3. 当該事業年度に係る会社役員の重要な兼職状況
- ・代表取締役社長杉山全功氏は、株式会社アレス・アンド・マーキュリーおよび株式会社ジープラスの取締役を兼務しております。
 - ・取締役森春幸氏は、株式会社アレス・アンド・マーキュリーの取締役を兼務しております。
 - ・取締役松本浩介氏は、株式会社アレス・アンド・マーキュリーの代表取締役、株式会社ジープラスおよび時刻表情報サービス株式会社の取締役を兼務しております。
 - ・取締役山崎浩史氏は、シナプスフォン株式会社の取締役、株式会社アレス・アンド・マーキュリーおよび株式会社ジープラスの監査役を兼務しております。
4. 監査役濱村則久氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役濱村則久氏は、公認会計士の資格を有しております。

- ② 事業年度中に退任した取締役および監査役
該当事項はありません。

③ 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (1)	111,950千円 (450)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	9,600 (6,600)
合 計	9	121,550

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成16年7月30日開催の第5回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役報酬限度額は、平成16年7月30日開催の第5回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
・平成19年7月30日開催の第8回定時株主総会において付議いたします取締役賞与
取 締 役 5 名 22,000千円

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係
- ・取締役田中奉文氏は、株式会社TASCの取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社TASCとの間にコンサルティング取引関係があります。
 - ・監査役濱村則久氏は、濱村則久公認会計士事務所の所長および株式会社フリーハンドの取締役を兼務しております。なお、当社は濱村則久公認会計士事務所および株式会社フリーハンドとの間には特別の関係はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・取締役田中奉文氏は、株式会社サザビーリーグの社外監査役であります。
- ・監査役井上昌治氏は、株式会社総医研ホールディングスの社外監査役であります。
- ・監査役濱村則久氏は、株式会社マッドハウスの社外監査役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（30回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 田中奉文	24回	100.0%	—	—
監査役 井上昌治	27	90.0	13回	100.0%
監査役 濱村則久	23	95.8	9	100.0

(注) 1. 取締役田中奉文氏は、平成18年7月27日に取締役に就任しております。そのため就任後開催の取締役会24回中24回出席しているため出席率100.0%と表記しております。

(注) 2. 監査役濱村則久氏は、平成18年7月27日に監査役に就任しております。そのため就任後開催の取締役会24回中23回出席しているため出席率95.8%と表記しております。また、就任後開催の監査役会9回中9回出席しているため出席率100.0%と表記しております。

- ・取締役会および監査役会における発言状況

取締役田中奉文氏は、主に会社経営の実務経験者としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役井上昌治氏は、主に法律分野の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンスならびに内部統制について適宜、必要な発言を行っております。

監査役濱村則久氏は、主に会計士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、主に会計・税務の見地から適宜、必要な発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができるとしております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができるとしております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人が、法令、定款および社会倫理規範に適合することを確保するため、各分掌に従い内部統制システムを整備し、社内に諸規則・マニュアルの周知徹底を図ります。また、その徹底を行うために、管理本部がコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、維持・強化を行います。

取締役会は、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止し、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監督し、課題の早期発見と是正に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書保存管理規程その他関連規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁記録的な媒体に記録し、保存します。取締役および監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理統括責任者を代表取締役社長として、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化します。

当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えたとともに早期の原状回復に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標を定め、その経営目標の達成状況につき定期的に検証することにより、業務の効率化を図ります。

- ロ. 定例の取締役会を原則として月2回開催し、経営の基本方針および重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- ハ. 業務執行に当たっては、職務分掌規程および職務権限規程において各人の責任と権限を定めます。
- ⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、関連会社管理規定を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築します。
- ロ. 当社取締役およびグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
- ハ. 当社の管理本部は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果をロ.の責任者に報告するとともに、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役職務を補助する組織を管理本部とします。
- 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、管理本部長等の指揮命令を受けません。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役と協議の上、取締役は次に定める事項を報告することとします。
- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・ 毎月の経営状況として重要な事項
 - ・ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ・ 重大な法令・定款違反
 - ・ その他コンプライアンス上重要な事項

ロ. 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとします。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、いつでも必要に応じて取締役および使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社の取締役会は、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われる場合において、その受入れの当否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものと認識しております。また、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得や買収提案の中には、その目的等からみて対象企業の企業価値や株主共同の利益を損なうおそれのあるものも見受けられ、そのような株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案は不適切であると当社は考えます。

現在のところ、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても買収防衛策等の具体的な取組みをあらかじめ定めるものではありません。

ただし、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に際しては、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

具体的には、株式大量取得者との交渉や社外の専門家を交えての当該買収提案の評価を行い、当該買付行為（又は買収提案）が当社の企業価値および株主共同の利益に資さない場合には、当社は具体的な対抗措置の要否およびその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

連結貸借対照表

(平成19年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,098,072	流動負債	1,388,915
現金及び預金	2,441,966	買掛金	538,219
売掛金	1,540,688	未払金	245,055
たな卸資産	42,683	未払法人税等	429,723
繰延税金資産	49,814	役員賞与引当金	22,000
その他の流動資産	41,773	その他の流動負債	153,916
貸倒引当金	△18,853		
固定資産	1,410,838	負債合計	1,388,915
有形固定資産	150,052	(純資産の部)	
建物及び構築物	84,447	株主資本	4,077,278
工具器具備品	65,605	資本金	1,396,243
無形固定資産	982,674	資本剰余金	1,321,618
ソフトウェア	175,369	利益剰余金	1,359,416
のれん	792,270	少数株主持分	42,716
その他の無形固定資産	15,034	純資産合計	4,119,995
投資その他の資産	278,110		
投資有価証券	31,758		
長期貸付金	10,000		
繰延税金資産	95,552		
その他の投資	150,799		
貸倒引当金	△10,000		
資産合計	5,508,910	負債純資産合計	5,508,910

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成18年5月1日から
平成19年4月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		6,939,474
売上原価		3,155,176
売上総利益		3,784,297
販売費及び一般管理費		2,533,073
営業利益		1,251,224
営業外収益		
受取利息	1,661	
店舗開設支援金	14,000	
その他	732	16,393
営業外費用		
株式交付費	2,133	
商品処分損	6,984	
投資事業組合損失	4,248	
その他	1,488	14,855
経常利益		1,252,762
特別利益		
固定資産売却益	208	208
特別損失		
固定資産除売却損	3,111	
本社移転費用	37,043	
和解金	2,000	42,154
税金等調整前当期純利益		1,210,816
法人税、住民税及び事業税	602,017	
法人税等調整額	△41,747	560,269
少数株主利益		△14,206
当期純利益		664,753

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成18年5月1日から
平成19年4月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				少数株主持分	純 資 産 合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
平成18年4月30日 残高	1,366,843	1,292,218	833,222	3,492,284	12,476	3,504,760
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行	29,400	29,400		58,800		58,800
剰 余 金 の 配 当			△125,560	△125,560		△125,560
利益処分による役員 賞			△13,000	△13,000		△13,000
当 期 純 利 益			664,753	664,753		664,753
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額（純 額）					30,240	30,240
連結会計年度中の変動 額合計	29,400	29,400	526,193	584,993	30,240	615,234
平成19年4月30日 残高	1,396,243	1,321,618	1,359,416	4,077,278	42,716	4,119,995

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社ジープラス
株式会社アレス・アンド・マーキュリー |

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社および関連会社がないため、該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. たな卸資産の評価基準および評価方法

- ・商品
- ・貯蔵品

移動平均法による原価法

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

なお、耐用年数については、コンピュータおよびその周辺機器以外については法人税法に規定する方法と同一の基準により、コンピュータおよびその周辺機器については、経済的機能的な実情を勘案した耐用年数(2年)によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～22年
工具器具備品	2年～20年

ロ. 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（2年）に基づく定額法によっております。

ハ. 長期前払費用

均等償却によって処理しております。

なお、償却期間につきましては法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

(会計処理の変更)

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が、22,000千円減少しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等に償却することとしております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成しております。

(7) 会計方針の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、4,077,278千円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成しております。

（減価償却の方法の変更）

当連結会計年度より法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。

なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

当連結会計年度より法人税法の改正に伴い、従前より所有している有形固定資産の残存価額については、翌連結会計年度から5年間の均等償却を行う方法を採用いたします。

なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(8) 表示方法の変更

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「のれん」と表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 125,994千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	62,780株	65,720株	一株	128,500株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加65,720株は、2,715株が新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加であり、63,005株が平成18年11月1日付をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成18年7月27日開催の第7回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	125,560千円
・1株当たり配当額	2,000円
・基準日	平成18年4月30日
・効力発生日	平成18年7月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの
平成19年7月30日開催の第8回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	205,600千円
・1株当たり配当額	1,600円
・基準日	平成19年4月30日
・効力発生日	平成19年7月31日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

	(千円)
繰延税金資産	
未払金否認額	14,145
未払事業税否認額	33,067
投資有価証券評価損	24,030
減価償却超過額	68,733
営業権償却超過額	1,220
繰越欠損金	17,406
その他	4,476
繰延税金資産小計	163,081
評価性引当額	17,713
繰延税金資産合計	145,367

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	40.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4
住民税均等割	0.3
評価性引当額	1.5
損金に算入されないのれん償却額	2.4
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>46.3</u>

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	31,729円79銭
(2) 1株当たり当期純利益	5,244円65銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年6月8日

株式会社ザッパラス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 東 ㊟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 川 健 二 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ザッパラスの平成18年5月1日から平成19年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ザッパラス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成19年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,729,126	流動負債	1,226,927
現金及び預金	2,274,061	買掛金	433,889
売掛金	1,384,024	未払金	220,243
商品	1,425	未払費用	71,293
貯蔵品	1,792	未払法人税等	422,972
前渡金	6,818	未払消費税等	41,277
前払費用	18,012	預り金	15,250
繰延税金資産	47,781	役員賞与引当金	22,000
その他の流動資産	13,211		
貸倒引当金	△18,000	負債合計	1,226,927
固定資産	1,609,246	(純資産の部)	
有形固定資産	94,685	株主資本	4,111,445
建物附属設備	45,240	資本金	1,396,243
工具器具備品	49,445	資本剰余金	1,321,618
無形固定資産	182,190	資本準備金	1,321,618
ソフトウェア	167,659	利益剰余金	1,393,583
ソフトウェア仮勘定	14,011	その他利益剰余金	1,393,583
電話加入権	518	繰越利益剰余金	1,393,583
投資その他の資産	1,332,370	純資産合計	4,111,445
投資有価証券	31,758		
関係会社株式	1,080,210	負債純資産合計	5,338,373
長期貸付金	10,000		
長期前払費用	6,333		
繰延税金資産	95,199		
差入保証金	114,710		
その他の投資	4,158		
貸倒引当金	△10,000		
資産合計	5,338,373		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成18年5月1日から
平成19年4月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		5,691,891
売 上 原 価		2,373,261
売 上 総 利 益		3,318,629
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,045,287
営 業 利 益		1,273,342
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,970	
受 取 手 数 料	674	3,644
営 業 外 費 用		
株 式 交 付 費	1,418	
商 品 処 分 損	6,984	
投 資 事 業 組 合 損 失	4,248	
そ の 他	8	12,660
経 常 利 益		1,264,326
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,905	1,905
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	3,111	
事 務 所 移 転 費 用	37,043	40,154
税 引 前 当 期 純 利 益		1,226,077
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	560,534	
法 人 税 等 調 整 額	△43,557	516,977
当 期 純 利 益		709,099

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成18年5月1日から
平成19年4月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				株主資本合計	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			
			繰越利益剰余金	その他利益剰余金		
平成18年4月30日 残高	1,366,843	1,292,218	823,043	3,482,106	3,482,106	
事業年度中の変動額						
新株の発行	29,400	29,400		58,800	58,800	
剰余金の配当			△125,560	△125,560	△125,560	
利益処分による役員賞与			△13,000	△13,000	△13,000	
当期純利益			709,099	709,099	709,099	
事業年度中の変動額合計	29,400	29,400	570,539	629,339	629,339	
平成19年4月30日 残高	1,396,243	1,321,618	1,393,583	4,111,445	4,111,445	

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 関係会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

・商品

・貯蔵品

移動平均法による原価法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

なお、耐用年数については、コンピュータおよびその周辺機器以外については法人税法に規定する方法と同一の基準により、コンピュータおよびその周辺機器については、経済的機能的な実情を勘案した耐用年数(2年)によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～18年

工具器具備品 2年～20年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（2年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却によって処理しております。

なお、償却期間につきましては法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(会計処理の変更)

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日企業会計基準第4号)を適用しております。この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、22,000千円減少しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

(6) 当事業年度より、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)に基づいて、計算書類を作成しております。

(7) 会計方針の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、4,111,445千円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則(平成18年2月7日 法務省令第13号)により作成しております。

(減価償却の方法の変更)

当事業年度より法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の有形固定資産については、改正法人税法に規定する償却方法により、減価償却費を計上しております。

なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当事業年度より法人税法の改正に伴い、従前より所有している有形固定資産の残存価額については、翌事業年度から5年間の均等償却を行う方法を採用いたします。
なお、この変更に伴う営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(8) 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記しておりました「未収入金」は、資産の総額の100分の1以下となったため、流動資産の「その他の流動資産」に含めて表示することにしました。
なお、当事業年度における「未収入金」は8,474千円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 108,174千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
① 短期金銭債権 5,257千円
② 短期金銭債務 955千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 売上高 13,686千円
(2) 仕入高 2,550千円
(3) 販売費及び一般管理費 2,188千円
(4) 営業取引以外の取引高 1,465千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	62,780株	65,720株	一株	128,500株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加65,720株は、2,715株が新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加であり、63,005株が平成18年11月1日付をもって、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(千円)

繰延税金資産	
未払金否認額	12,807
未払事業税否認額	32,309
投資有価証券評価損	24,030
減価償却超過額	68,381
営業権償却超過額	1,220
その他	4,232
繰延税金資産合計	<u>142,981</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が、法定実効税率の100分の5以下であるため、当該差異の原因となった主な項目別の内訳の注記を省略しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	4,222千円	1,173千円	3,049千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	1,407千円
1年超	1,642千円
合計	<u>3,049千円</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

重要性がないため、記載を省略しております。

(2) 役員および個人主要株主等

属性	氏名	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	玉置真理	-	当社代表取締役会長	21.5	-	-	新株予約権の行使	12,000	-	-
役員	杉山全功	-	当社代表取締役社長	3.2	-	-	新株予約権の行使	12,000	-	-
役員	森 春幸	-	当社取締役	0.7	-	-	新株予約権の行使	9,200	-	-
役員	松本浩介	-	当社取締役	0.8	-	-	新株予約権の行使	11,600	-	-
役員および近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	株式会社TASC (注)2	10,000	コンサルタント業	-	1名	-	財務戦略に関するコンサルティング業務の提携(注)3	6,000	-	-

(注) 1. 消費税等は、取引金額に含まれておりません。

2. 当社取締役田中奉文氏が議決権の100%を取得しております。

3. 取引条件および取引条件の決定方針等

コンサルティング業務の提供については、サービス内容を勘案して交渉のうえ決定しております。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社等	株式会社ジープラス	105,265	携帯電話販売事業	76.3	3名	資金の援助	資金の付	150,000	-	-
							利息の取	1,465	-	-

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

株式会社ジープラスに対する貸付金利は当社の直近の資金調達金利を勘案して決定されております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	31,995円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	5,594円52銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年6月8日

株式会社ザッパラス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 東 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 川 健 二 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ザッパラスの平成18年5月1日から平成19年4月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年5月1日から平成19年4月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年6月11日

株式会社ザッパラス 監査役会
監査役(常勤) 伊藤 勇 ⑩
社外監査役 井上 昌治 ⑩
社外監査役 濱村 則久 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第8期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金1,600円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、205,600,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成19年7月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 監査役1名および補欠監査役1名選任の件

監査役伊藤 勇氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役1名の選任、および法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況なら びに当社における地位および担当	所有する当社 の株式数
1	山 口 豊 義 (昭和19年8月30日生)	昭和42年4月 三洋電機株式会社入社 平成5年4月 同社 情報機器事業本部商品 企画部長 平成12年4月 テクノブーク株式会社(現ト ランスコスモス株式会社)ア ウトソーシングセンター長 平成16年4月 トランスコスモス株式会社 コンプライアンス推進事務局 長 平成16年10月 TYPコンサルティングオフィ ス代表(現任) 平成17年10月 当社顧問(現任)	一株

- (注) 1. 監査役候補者山口豊義氏は、TYPコンサルティングオフィスの代表を兼務しており、当社は同事務所との間に、コンプライアンスに関するコンサルティングの取引関係があります。
2. 監査役候補者山口豊義氏は、社外監査役の要件を満たしております。
3. 社外監査役候補者とする理由、社外監査役との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者とする理由について
- 山口豊義氏につきましては、コンプライアンスに関するコンサルティング業務の経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
- (2) 社外監査役との責任限定契約について
- 当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第40条において社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、山口豊義氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ②上記の責任限度が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況なら びに当社における地位および担当	所有する当社の株式数
2	菅野次男 (昭和29年1月7日生)	昭和51年4月 株式会社ナカヨ通信機入社 平成10年4月 フォワードシステムズ株式会社 代表取締役 平成15年4月 朝日エムケーシー株式会社代表 取締役 平成16年12月 トランスコスモス株式会社執行 役員品質管理部長 平成17年4月 同社 執行役員人事本部長 平成17年11月 有限会社プライムセル代表取締 役(現任)	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者菅野次男氏は、有限会社プライムセルの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に、事業リスクマネジメントに関するコンサルティングの取引関係があります。
2. 補欠監査役候補者菅野次男氏は、社外監査役の要件を満たしております。
3. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役との責任限定契約について
- (1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について
菅野次男氏につきましては、企業経営で培われた経験を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
- (2) 補欠の社外監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第40条において社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、菅野次男氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ②上記の責任限度が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来に支給した取締役賞与金の額、その他諸般の事情を勘案し、当事業年度末の社外取締役を除く取締役5名に対し総額22,000千円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する個別の額、支給の時期等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

